名 第 三 六 号

内閣衆質一八五第三六号

平成二十五年十一月五日

内閣総理大臣 安 倍 晋 三

衆議院議長 伊 吹 文 明殿

衆議院議員鈴木貴子君提出一九七二年の沖縄返還時における有事の際の核持ち込みに係る密約に対する安

倍晋三内閣の認識に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木貴子君提出一九七二年の沖縄返還時における有事の際の核持ち込みに係る密約に対す

る安倍晋三内閣の認識に関する質問に対する答弁書

一から五までについて

41 わゆる「密約」問題については、この問題により、外交に対する国民の理解と信頼が失われていると

の観点から、 過去の事実を徹底的に明らかにするため、平成二十一年九月から外務省が徹底した調査 以

下 「外務省調査」という。)を行い、その結果を平成二十二年三月に公表したところである。 この結果は

徹底した調査によるものであり、お尋ねのような調査を更に行う考えはない。

[] わゆる 「密約」 問題に関する有識者委員会報告書」では、 「合意議事録」は、 共同声明より

ŧ, 踏み込んだ内容を持っているが、 共同声明の内容を大きく超える負担を約束したものとはいえず、 必

ずしも密約とはいえないであろうとの見解が示されているが、他方で、外務省調査の報告書は、「「合意

議事録」については、 . 当時外務省として何ら了知していなかったことがうかがわれる。」とし、また、

佐藤・ニクソン首脳会談において、 沖縄返還後の有事核持込みについて「何らかの記録」作

成が必要になる可能性を最終段階まで懸念し、その対応について大臣以下密かに準備研究を行っていた。

しかし、 結果的には、 そのような文書なしにこの問題は決着したというのが当時の外務省の認識であっ

た。」としている。

応える外交の実現に努力していきたいと考えている。 する評価は、 会報告書」においても、外交には、ある期間、ある程度の秘密性はつきものであるとした上で、外交に対 ことは遺憾であると考えている。政府としては、今後とも、国民と共に歩む外交を実践し、 いる。しかし一方で、この問題が、これほどの長期間にわたり、 当時の状況については、 当時の国際環境や日本国民全体の利益・国益に照らして判断すべきものである旨述べられて 簡単に判断できるものではなく、 「いわゆる「密約」 国民に対し、明らかにされてこなかった 問題に関する有識者委員 国民の負託に